

## 豊能町高等学校等通学費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊能町に在住し高等学校等に通学する生徒に対し、予算の範囲内において通学費用の一部を交付することにより、修学における経済的負担の軽減を図り、将来を担う人材の育成に資することを目的とし、その交付に関しては豊能町補助金等交付規則（昭和50年豊能町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程。

(2) 定期券又はIC定期券 公共交通機関が発行する1か月、3か月、6か月又は12か月の鉄道及び路線バスの通学用定期乗車券で、生徒の住居から生徒が通学する高等学校等の区間において最も経済的かつ合理的と認められる場合のものをいう。

(対象者)

第3条 町内に在住し高等学校等に通学する生徒とする。ただし、この要綱以外の法令等による通学費の補助を受けている者については、交付対象としない。

(対象期間)

第4条 高等学校等に在籍する期間とし、満15歳から満18歳となる日を含む年度を超えていないこと。

(補助率等)

第5条 補助対象経費及び補助率については、次の各号に定めるところとする。

(1) 鉄道 定期乗車券購入額の2分の1

(2) 路線バス 定期乗車券購入額の2分の1

(交付金額)

第6条 鉄道のみ利用では年額20,000円、路線バスのみ利用では年額30,000円を上限とする。また、鉄道と路線バスの両方を利用する場合は年額30,000円を上限とする。

(交付申請及び実績報告等)

第7条 申請者は、豊能町高等学校等通学費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる必要書類を添えて申請及び実績報告をしなければならない。

(1) 学生証又は在学証明書の写し(年度初回申請時のみ)

(2) 定期券又はIC定期券の写し

(3) 金融機関の通帳の写し(過去に申請したことがあり、変更がない場合は不要)

(4) 住民票の写し(申請時に住民基本台帳を閲覧することに同意した場合は不要)

(交付決定通知)

第8条 教育長は、前条の規定により提出された申請を審査し、適正と認めるときは補助金の交付を決定し、豊能町高等学校等通学費補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(届出)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 申請に係る事項に変更が生じたとき。

(2) 通学費補助金の交付の資格を喪失したとき。

(決定の取消し)

第10条 教育長は、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消すことができる。この場合において、決定者が通学費補助金を既に受けているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為により決定を受けたとき。

(2) 前条第2項に該当することとなったとき。

(3) その他教育委員会が引き続き認定することが不相当と認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度教育長が定める。

附則

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。